

24建企 号 外
平成25年2月19日

関係業団体の長 様

愛知県建設部長

建設機械による接触事故の防止について

日頃は、愛知県の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の建設部発注工事における事故報告件数は、昨年度の同時期に比べまして約1.6倍の増加となっており、特に、建設機械による接触事故が、2月8日現在で5件報告（※内容は下記のとおり）されていることから、安全対策についてより一層の対応をお願いするところであります。

関係法令、指針等におきましては、作業員と建設機械との接触事故の防止対策として、立入禁止等の措置並びに作業員と建設機械の混在作業となる場合は誘導員を配置することを求めています。

また、建設機械による上空施設への接触事故の防止対策については、見張員の配置等必要な措置を講じることとされています。

このような事故は重大な労働災害・公衆災害につながるおそれがありますので、適切な誘導員の配置等、施工の状況に応じた安全対策の実施並びに対策について工事関係者への周知徹底をお願いいたします。

なお、建設部発注工事における事故の発生状況及び関係法令等の抜粋を別添に取りまとめましたので参考にしてください。

※事故内容

- ・作業員との接触事故 1件（アスファルトフィニッシャとの接触）
- ・上空施設（架空線）への接触事故 4件（バックホウのブームによる接触）

担 当 建設企画課

土木技術グループ

建築技術・工事検査グループ

電 話 052-954-6507(ダイヤルイン・土木)

052-954-6615(ダイヤルイン・建築)

内 線 2875（土木）、2890（建築）